

第63回 神戸市文化財保護審議会次第

日時 2026年8月12日（水）14：30～

場所 神戸市役所1号館14階 AV1会議室

1 開 会

2 議 事

（1）「指定文化財の指定」の諮問の件

（2）「文化環境保存区域の指定及び歴史的建造物の選定」の諮問の件

（3）神戸市文化財保存活用地域計画の件

（4）事務局からの報告

① 国宝指定答申等

② 五色塚古墳館開館と史跡整備

③ 神戸歴史遺産

④ 事業概要（2025年度報告・2026年度計画）

3 閉 会

神戸市文化財保護審議会委員名簿

※委員任期 2025(令和7)年7月15日から2027(令和9)年7月14日(任期2年)

	担当部門	氏名	役職等、()内は専門分野
1	建築	黒田 龍二	神戸大学名誉教授 (建築史)
2	建築	橋寺 知子	関西大学環境都市工学部准教授 (近代建築)
3	建築	大林 潤	奈良文化財研究所 文化遺産部 上席研究員 (建築史)
4	建築	中江 研	神戸大学大学院工学研究科教授 (近代建築)
5	美術工芸品	筒井 忠仁	京都大学大学院文学研究科准教授 (絵画史)
6	美術工芸品	田中 健一	京都大学大学院文学研究科准教授 (日本彫刻史)
7	民俗	大江 篤	園田学園大学経営学部教授 (民俗学)
8	歴史	藪田 貫	兵庫県立歴史博物館名誉館長 (近世史)
9	歴史	市澤 哲	神戸大学名誉教授 (中世史)
10	歴史	菱田 哲郎	兵庫県立考古博物館館長 (考古学)
11	歴史	村上 由美子	京都大学総合博物館教授 (考古学)
12	記念物	林 まゆみ	一般社団法人 みどり・人・まち研究所 代表理事 (庭園史)
13	記念物	石丸 京子	兵庫県立尼崎の森中央緑地 生物多様性 アドバイザー (植物学)

※1～4の委員が伝建部会委員

2026(R8).4.1現在



2026年8月12日

神戸市文化財保護審議会 会長 様

神戸市長 久元 喜造

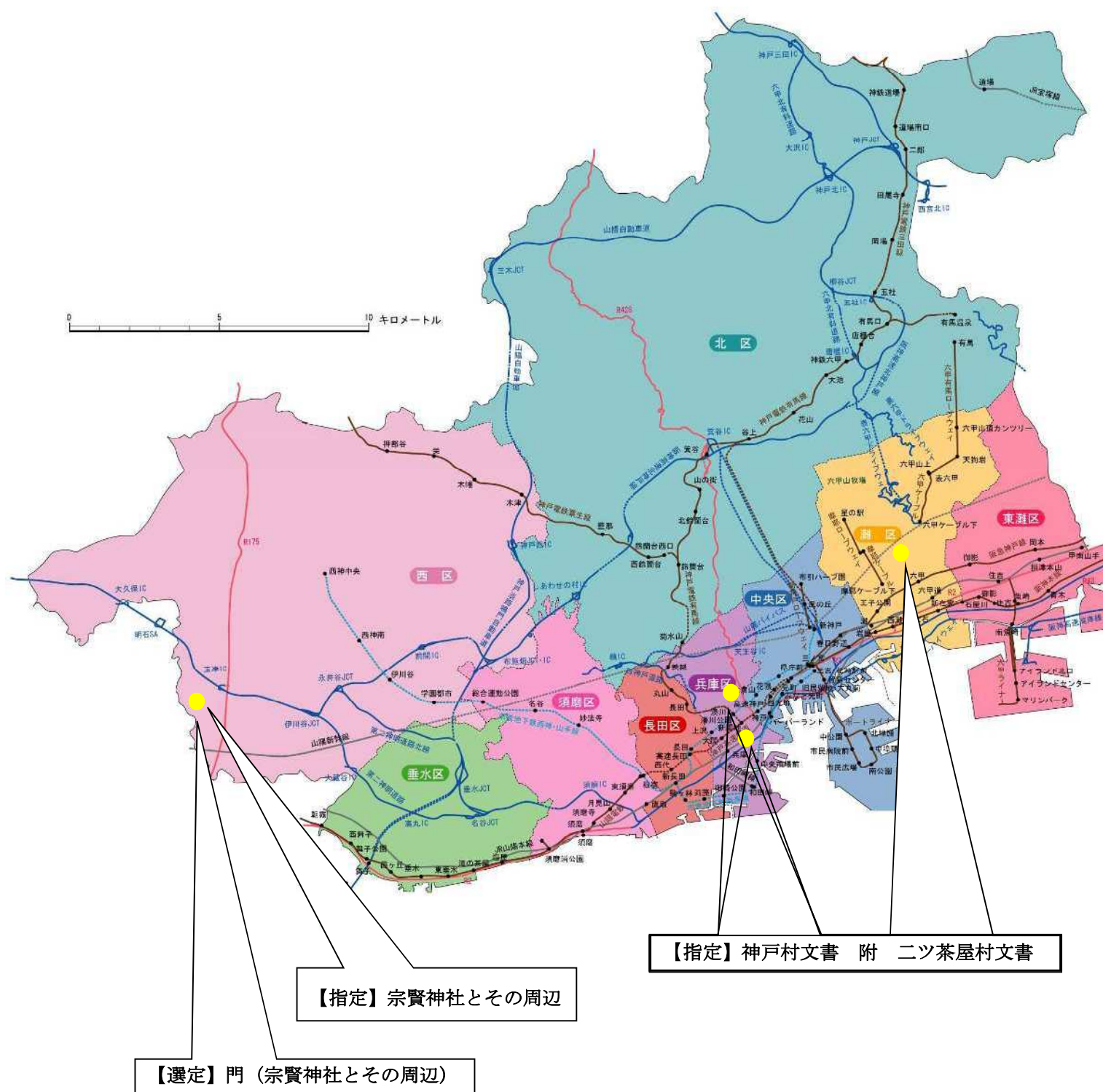
諮 問

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成9年3月31日条例第50号）の規定による神戸市指定有形文化財の指定（第6条第1項）、文化環境保存区域の指定（第55条第1項）及び神戸市歴史的建造物の選定（第54条第1項）について別紙の候補物件を同条例第67条の規定により諮問します。

2026(令和8)年度神戸市指定文化財等諮問物件一覧

種 類			名 称	数 量	所 在 地
			所有者（管理者）		概 要
指 定	有形文化財	書籍・古文書	神戸村文書 附 二ツ茶屋村文書	1 件	①神戸市中央区楠町7丁目2－1 ②神戸市灘区六甲台町2－1 ③神戸市兵庫区本町2丁目3-33
			①③神戸市 ②国立大学法人神戸大学(神戸大学附属図書館社会科学系図書館)		延宝3年(1675)～明治3年(1870)
指 定	文化環境保存区域		宗賢神社及びその周辺	1 ヶ所	西区玉津町出合字辰間ヶ坪 257
			宗教法人 ^{そうけん} 宗賢神社 (管理者：出合宗賢神社保存会)		県指定重要有形文化財（建造物）1棟、江戸時代の歴史的建造物1棟、室町時代の土塁を含む文化環境
選 定		歴史的建造物	門	1 棟	西区玉津町出合字辰間ヶ坪 257
			宗教法人 ^{そうけん} 宗賢神社 (管理者：出合宗賢神社保存会)		18 世紀後期

令和8年度 神戸市指定文化財諮問予定物件位置図



指 定 等 件 数 一 覧

種		類	令和6年度 までの累計	今　回 諮問件数	合　計
指　定	有　形　文　化　財	建　　　造　　　物	2　6	—	2　6
		絵　　　　　　　画	1　1	—	1　1
		彫　　　　　　　刻	2　5	—	2　5
		工　　　芸　　　品	7	—	7
		書　跡・古　文　書	6	1	(7)
		歴　史　資　料	1	—	1
		考　古　資　料	1　5	—	1　5
		石　　　造　　　物	1　5	—	1　5
	民俗文化財	有　形　民　俗	1	—	1
		無　形　民　俗	1	—	1
	史跡名勝天然記念物	史　　　　　　跡	8	—	8
		名　　　　　　勝	6	—	6
		天　然　記　念　物	7	—	7
小　　　　　　　　　計			1　2　7	1	(1　2　8)
登　録	有　形　文　化　財	建　　　造　　　物	2　0	—	2　0
	民　俗　文　化　財	無　形　民　俗	2　4	—	2　4
小　　　　　　　　　計			4　4	—	4　4
認　定	地　域　文　化　財	無　形　民　俗	4	—	4
		史　　　　　　跡	1　1	—	1　1
小　　　　　　　　　計			1　5	—	1　5
指　定	文　化　環　境　保　存　区　域		9	1	(1　0)
選　定	歴　史　的　建　造　物		4　7	1	(4　8)
合　　　　　　　　計			2　4　4	3	(2　4　7)

[illegible]

指定有形文化財

書跡・古文書

神戸村文書 1 件

附 ニツ茶屋村文書

古文書238点、絵図2点
附 古文書 40点、絵図 1点

所在地 ①神戸市中央区楠町7丁目2-1

②神戸市灘区六甲台町2-1

③神戸市兵庫区本町 2 丁目 3-33

所有者 ①神戸市(神戸市立中央図書館所蔵)

(所蔵先) ②国立大学法人神戸大学(神戸大学附属図書館社会科学系図書館所蔵)

③神戸市(神戸市歴史公文書館所蔵)

内訳 ①「神戸村文書」の内 173 点(古文書 171 点、絵図 2 点 内、神戸村 159 点・
ニツ茶屋村 14 点) 別紙1 目録

②「住田文庫」神戸浦船舶関係文書の内 70 点(古文書 70 点 内、神戸村 70 点)
別紙 2 目録

③「辰巳太郎家文書」 38 点

(古文書37点、絵図 1 点 内、神戸村 11 点・ニツ茶屋村27 点) 別紙3 目録

作成年代 延宝3年(1675)～明治3年(1870)

はじめに

「神戸村文書」はおもに江戸時代、摂津国^{やたべ}八部郡神戸村と、海事行政を共有する神戸・ニツ茶屋両浦で作成された古文書である。(両浦については、「2. 神戸浦・ニツ茶屋浦」で詳述する)。その伝来の経緯から現在、神戸市立中央図書館所蔵の「神戸村文書」(以下、「神戸市立図書館蔵文書」)、神戸大学附属図書館社会科学系図書館所蔵の住田文庫(以下、「住田文庫蔵文書」)、神戸市歴史公文書館所蔵の「辰巳太郎家文書(神戸村文書)」等にそれぞれ分散して、所蔵されている。

これまで、神戸市指定有形文化財の書跡・古文書として指定されたのは「太山寺文書」(2002年度指定)や「岡方文書」(2005年度指定)などの 8 件である。特に「岡方文書」は兵庫津の岡方惣会所で作成された町政文書の一括指定で、時期は近世から近代に及び、岡方惣会所から岡方協議会へ引き継がれたものである。中世以来の港湾都市を起源とし江戸時代後期には町数40余、人口2万人を擁する兵庫津と比べれば、神戸村は西国街道に沿って町

場が発達してはいるものの、同時期では町数 6、人口2,000余という規模で、「神戸村文書」の中身は通有の村政文書が大半である。しかし、兵庫津と同様に会所が存在し、町を代表する村役人(おもに年寄)が交代で作成・管理してきた文書や日記などの行政資料が「神戸村文書」として残っている。加えて海浜部浦方の廻船を隣り合う二ツ茶屋村とともに共同して管理することで、村政文書のみならず海事関係文書も豊富である。

また、「神戸村文書」は、大正時代の神戸市史編纂の際から利用され、古くから知られていた資料群で、昭和 50 年代編纂の新修神戸市史歴史編にも利用された。2017 年度からは神戸市内文献資料調査の一環として、神戸大学大学院人文学研究科地域連携センターとの共同研究により調査・解読をすすめてきた。その結果、歴史資料としての重要性が再確認され、調査の成果はワークショップ「「神戸村文書」を読む会」や講演会、解説書『神戸村文書の世界』として発信している。

1. 神戸村の成り立ちと「神戸村文書」

近世の神戸村は摂津国八部郡に含まれ、その村域は、東は生田川、西は二ツ茶屋村との間を流れる境川、南は海岸、北は枝村の城ヶ口じょうがぐちを含む山手の丘陵地に広がると推定される(註1)。福原庄 6 カ村の一つで、生田神社を祭神とする。その子社の一つ三宮神社の南側を西国街道が通り、さらにその南に兵庫道・浜街道がそれぞれ並行して走る。秋里籬島による寛政 10 年(1798)刊『摂津名所図会』には、二ツ茶屋村・走水村を含め「往還道にして萬よろずの商人・酒匠の家多し。また渡海の廻船数艘此地にあり。これを船持といふ」とあり、街道筋の商家、海浜部の廻船に注目している。

西国街道に沿って町場が形成され、東から西へ、おおてちょう大手町・はまのちょう浜ノ町・ふだばちょう札場町・まつやちょう松屋町・なかのちょう中ノ町・にしのちょう西ノ町(以上、神戸村6町)・しろしたちょう城下町・ひがしほんちょう東本町・にしほんちょう西本町・いちばちょう市場町(以上、二ツ茶屋村4町)の10町が街区を形成していた。

近世初期より尼崎藩領であったが、明和6年(1769)4月以降、「今津村より兵庫津まで浜手の内村々」(註2)22 村 2 町(西宮・兵庫津)が江戸幕府の直轄領となる(明和上知)。その後、明治維新まで、大坂三郷に役所を持つ幕府代官の統治下におかれた。

元和3年(1617)の尼崎藩領時の石高(「正保郷帳」)は、424 石4升1斗、明治元年(1868)の「旧高旧領取調帳」においては 543 石 6 升4合。村の規模としては元禄 3 年(1690)の家数 250(指数 100)・人数 1391 人(指数 100)。その後、宝暦 10 年(1760)には 531(212)・1985 人(142)、文政 13 年(1830)には 732(292)・2637 人(189)、弘化 2 年(1845)には 699(279)・2558(183)人と増加し、都市化が進んでいる(註 3)。

尼崎藩領時代は庄屋が置かれ(註 4)、明和上知後も庄屋がいたことが知れるが(註 5)、基本的には先述の 6 町および枝村の城ヶ口から選ばれた複数の年寄が、交代で村政を担っていた(註 6)。「日記」(註 7)によれば文化 4 年(1807)は新三郎・久四郎・山口六左衛門の三名

が、輪番で年寄に就いている。天保15年(1844)の各町の住民数が知れ、中ノ町を除けば、ほぼ拮抗し、町として年寄を選出する基盤があったことが推測される(別に店借 122 人)(註8)。花熊村など、特定の家が世襲で庄屋を務める近隣の村々とは異なり、自治都市型の村政形態を示す。

その行政の特徴は第一に、年寄(時に庄屋)が村行政を執務する場所として、兵庫津と同じく「会所」が存在したことである(註9)。この会所は尼崎藩時代からあり、「御用次会所」と呼ばれていた。「御用次(継)」とあるように、藩主の巡見のほか、宗門改め・廻船検査・年貢検見などで藩の役人が出張する際、休泊地と交代人足を用意することが主たる役割であった(註10)。「御用次会所」は兵庫津・神戸村のほか、西宮・芦屋・大石にもあったと思われるが詳細は不明である。天保期の大坂谷町代官竹垣直道は、しばしば出張の折にこの会所を使用しているが(註11)、幕末の諸経費の項目に「宿次御用人足賃」とあることを指す。

ただし当時、最大値を示すのは会所経費で、会所に雇われた小使・筆者への支払い(人件費)がそれに次ぎ、第二の特徴となっている。(註12)。さらに作成された公文書には神戸村の公印が捺され(註13)、資料の一部には、底部(地)に干支が墨書され、会所に平積されて利用に供されていたことを想像させる。会所がすでに役場の体を成していたことを推測させ、「神戸村文書」が村の公文書ー当時の現用文書ーであったことを示す。それが、第三の特徴である(註14)。

そうした行政機能の整備は、村人の努力によって、上知前後から維新前まで約100年かけて進んだと思われるが、その結果、以下のような資料を「神戸村文書」として残すことに結実している。

- (1)御触書・御触状留帳・諸事御用留など。代官所から布達される触書・達書などの上意下達文書。写し取って、原文書は次の村に送るのが常態のため、会所と所管先とのやり取りが克明に記されている。
- (2)日記(日並記)。日記・留日記など。当時の気象条件・天変地異などとともに、日々の村政運営の実態が記されている。
- (3)引合書。他村との係争事項の詳細を記し、村人の経済活動の具体相が分かる。
- (4)絵図

- ・神戸市立図書館蔵「摂津国八部群福原庄六ヶ村、菟原群生田村境目相論 絵図」写
- ・神戸市立図書館蔵「操練所繪圖(神戸村海軍操練所)」
- ・神戸市歴史公文書館蔵「[二茶屋村走水村絵図]」

なお、慶応4年(1868)、神戸村は周辺の二ツ茶屋村・走水村と早々に合併し、神戸町となる。これは近世より三村が一体となり深く関連していたことを示唆している。明治12年(1879)郡区町村編制法が施行により、兵庫津・坂本町と合わせ神戸区となり、会所は廃止される。それ以前の明治4年(1871)、上組・下組を定め戸長制度がスタートしていることから、今回文化

財指定候補として諮問する史料の作成年代の下限については明治3年までを対象とした。また、各所蔵機関において「神戸村文書」として分類されている資料群に混じる神戸村・二ツ茶屋村以外の史料は文化財指定候補の対象外とする。

- 註 1 「生田川ヨリ二茶屋図(写)」によると、神戸村の北側の範囲は山まで含まれている。明和 6 年(1769)の原図(不明)を大正 8 年(1919)に写した絵図
- 註 2 神戸市立図書館蔵 No.49「諸事御用留帳」明和 6 年(1769)
- 註 3 『角川日本地名大辞典』昭和 63 年(1988)
- 註 4 神戸市立図書館蔵 No.44「正月ヨリ六月迄日記」宝暦 6 年(1756)
- 註 5 神戸市立図書館蔵 No.59「諸書上之控」文政 12 年(1829) 神戸村庄屋善四郎
- 註 6 神戸市立図書館蔵 No.49「諸事御用留帳」明和 6 年(1769)上知の際に庄屋の後任を年寄の順番で勤めるよう指示されている。
- 註 7 神戸市立図書館蔵 No.50「日記」文化 4 年(1807)
- 註 8 住田文庫 1B-89「御改革御趣意請印帳」天保 15 年(1844)
大手町 105、浜ノ町 106、札場町 108、松屋町 147、中ノ町 80、西ノ町 106
- 註 9 神戸市立図書館蔵 No.84「高附并諸事覚帳 上ル扣」宝暦10年(1760)御用次会所
- 註 10 神戸市立図書館蔵 No.42「留日記」宝暦 4 年(1754)
- 註 11 『大阪代官竹垣直道日記』(東京大学史料編纂所蔵) 天保 11 年(1840)から文久 3 年(1863)にわたる長期間の日記。天保 12 年から 14 年の間、兵庫津などの廻船を検査するために出張した記載がある。
- 註 12 藤木喜一郎収集文書(神戸市立博物館蔵)4-08「三ヶ年入用書上帳」慶応元年～3年(1865～1867)
- 註 13 住田文庫 1B-49「諸國酒造米高ニ關スル御觸流寫」寛政元年(1789)

神戸村の公印のひとつ「神戸印」→



註 14 底書の例



神戸市立図書館蔵 No.12「御触書」 神戸市立図書館蔵 No.21「御触書御廻状」

2. 神戸浦・二ツ茶屋浦

神戸村は阪神間の海浜部に面し廻船業が盛んなことから、海浜部は神戸浦とも呼ばれ、公儀荷物を扱う廻船や、石材を載せる石船、近距離の渡廻船・小回船・猪牙船など大小の船舶の船籍地であった。ところが前提として一つ大きな問題があり、浜先が砂浜で、船舶を係留させる船溜がなかったのである。そこで事情は不明だが、隣村二ツ茶屋村の西端宇治川沿いにある船溜を二ツ茶屋浦と共同利用することで、両浦として海事行政を行っていたと思われる(註 15)。

海浜部は農村と異なる支配を受けており、武庫郡鳴尾村から八部郡二ツ茶屋村の間の十二カ浦は、尼崎藩領時代から「西宮浦」として共同で浦役を勤めており、神戸・二ツ茶屋両村が、共同で浦条目と浦高札を受けたのは延宝 7 年(1679)である(註 16)。その条目と高札は、日本列島を範囲に一元的な海上管理を担う幕府の命じたもので、①公儀荷物の安全航海、②海難事故への対応、③旅行者の乗船の禁止、④船印の掲揚など、江戸時代の海事資料の代表となるものである。貞享 4 年(1687)、実際に両浦が救助した際に作成された資料が「神戸村文書」として残っている(註 17)。

神戸村を船籍とする船舶は、酒造業の盛行とともに増加している(註 18)。その管轄も大坂代官の下にあり、村々での年貢徴収などと並んで、阪神間の沿岸の村々、とくに鳴尾・西宮・御影・大石・神戸と兵庫を対象に廻船(おもに年貢米や酒樽を運ぶ)の検査を定期的に行っている。天保期の代官竹垣直道の日記にはその途次、神戸村の浜から上陸し、神戸村の会所に向かう記事が見える(註 19)。その結果、「神戸村文書」のうちには、両浦(神戸浦・二ツ茶屋浦)で作成された文書が含まれることとなる。一例として、生田宮大海神社の屋根葺替に関する天保 15 年8月の寄進勘定帳では、神戸村会所、二ツ茶屋村会所と両浦が併記されており、両浦が一体であることを示唆している(註 20)。

なお、尼崎藩領時代には神戸村庄屋と神戸浦庄屋が併記して記載されていることもあるが(註 21)、上知後は、「廻船帳」など代官所宛の文書は神戸村の年寄名で提出されており(註 22)、浦を含む公的な支配役所とのやり取りなどは、年寄を通じて行われていた。寛政 12 年(1800)「廻船帳」に記載された「年寄 新三郎」は、同年「往来」記載の「神戸浦 竹中新三郎」と同一人物と考えられる(註 23)。その一方、神戸・二ツ茶屋両村がそれぞれ二艘ずつ早船を持ち、村方と廻船方の用務に使っているとの記述(註 24)や、「廻船酒造行司」という役職(註 25)など、村方と浦方の双方で新しい工夫が生み出されているのも読み取れる。

村政文書として旧庄屋家等に伝わった「二ツ茶屋村文書」群は現時点では見いだせていないが、その一部が桃木武平により蒐集された神戸市立図書館蔵文書の中に含まれており、近代以降に両村が合わせて神戸町となる地域的な関係性の歴史的意義と、次章で詳述とおり桃木武平により蒐集されたことによる意義も踏まえて「二ツ茶屋村文書」を指定候補資料の附として今回諮問する。

註 15 住田文庫5C-201「神戸村図」

註 16 住田文庫 1B-95「二ツ茶屋村神戸村問屋船數石積り吟味之帳控」延宝 7 年(1679)

註 17 住田文庫1B-75「破損船浦手形のひかへ」貞享 4 年(1687)

海難に遭遇し積み荷が漂失毀損し、乗員の半数以上が溺死した場合、その漂失は不可抗力に起因するものとして、運送人は賠償の責任を免れるが、その際、役人による証明(浦手形)が条件となる。

註 18 天和・貞享年間(1680 年代)は神戸54艘(内廻船37)、二ツ茶屋 142艘(内廻船114)、天明8年(1788)神戸 67 艘(内廻船 57)、二ツ茶屋 86 艘(内廻船 60)『新修神戸市史 歴史編Ⅲ 近世』平成 4 年(1992)、住田文庫1B-65「諸船御改帳控」文久2年(1862)神戸村 102 艘

註 19 註 11 に同じ

註 20 神戸市立図書館蔵「大海神屋根替御修覆勘定帳」天保 15 年(1844)

註 21 神戸村庄屋庄右衛門・浦庄屋弥三左エ門 神戸市立図書館蔵 No.42「留日記」宝暦 4 年(1754)

註 22 住田文庫1B-58・59「廻船小船御運上帳」寛政 6 年(1794)・寛政 7 年(1795)、同1B-55・56・57「廻船帳」寛政 12 年(1800)、文化 12 年(1815)、天保 2 年(1831)

註 23 住田文庫1B-55「廻船帳」、神戸市立図書館蔵 No.143「往来」どちらも寛政 12 年(1800)

註 24 住田文庫 1B-61「早船持組合順番申合一札控」文化3年(1806)

註 25 住田文庫1B-93「神戸村庄屋年寄退役願二付當村ヨリモ願立一件諸書付日記」嘉永2年(1849)
藤木喜一郎収集文書(神戸市立博物館蔵)5-1「神戸浦廻船仲間定書」天保5年(1834)

廻船年行司の公印→



3. 「神戸村文書」伝来の経緯と桃木武平

現存する「神戸村文書」は、開港以降の神戸周辺における急激な変化の影響を受けてか、その原秩序を早々に失い、様々な伝来を経て現在に至る点が特徴の一つといえる。中でも桃木武平(安政5年(1858)～昭和 4 年(1929))による蒐集の要因は大きく、「神戸村文書」として指定候補とする意義の一つでもある。以下、桃木を中心に各資料群の伝来経緯を概観する。

別紙4 関連年表参照

神戸市立図書館蔵文書の大半は桃木武平から寄贈された資料である。桃木武平は明治期に造船業を営んだ実業家で、海事資料の収集や造船史研究家として知られる。

桃木は神戸村の年寄、竹中平右衛門の子として誕生した。8 歳の頃、母方の生家、大松屋(兵庫津北浜の造船業・廻船問屋)へ養子に入り、約 20 年家業に従事した。その後、病弱のた

め静養を図りながら資料収集を始め、明治 35 年(1902)、私設の図書館である桃木書院図書館を生田町の自邸に開設する。その蒐集対象に選ばれたことで、神戸村会所旧蔵と推定される「神戸村文書」が、一部、散逸しながらも現存することとなった。

明治 43 年に桃木書院図書館は閉鎖し、明治 44 年の神戸市立図書館開館時には多数の書籍を寄贈している(註 26)。本資料群はその際に寄贈されたもの及び、その後神戸市立図書館が収集した文書も含まれるが、大半に「桃木書院蔵」の蔵書印が捺されている(註 27)。

住田文庫蔵文書は、神戸市立図書館蔵文書と同じく「桃木書院蔵」の蔵書印が捺された一群で、桃木から住田正一(明治 26 年(1893)～昭和 43 年(1968))への譲渡の経緯は不明であるものの、大正 15 年(1926)に住田が神戸高等商業学校(現神戸大学)へ一括寄贈された資料にあたる(註 28)。大正 9 年に開催された「神戸市史資料展覧会」において、桃木武平所蔵として出品されたものと同じ史料が住田文庫に収蔵されていることから、桃木から住田、住田から神戸高商へと短期間で移っていることが確認できる(註 29)。

なお、住田文庫に所蔵されている桃木武平旧蔵資料は、海事関係のものに限定され、整理された痕跡も見られることから、桃木が神戸市立図書館への寄贈品とは分けて住田へ寄贈した資料といえる。桃木武平旧蔵資料は住田が編者として刊行した『海事史料叢書』に収められ、同叢書には桃木の遺稿も収録されていることから、両者の間に交流があったことが伺える(註 30)。

そのほか、「神戸村文書」とされている資料は、神戸市歴史公文書館蔵「辰巳太郎家文書(「神戸村文書」)」、神戸市立博物館蔵「藤木喜一郎氏収集文書(「神戸村文書/神戸浦文書」)」にもその名が確認される。これらは桃木を経由せず、所蔵する各館での収集・整理を経て、神戸村関係の古文書として分類されてきたことによるが、この2つの資料群には「桃木書院蔵」の蔵書印はない。そのうち「辰巳太郎家文書」は、神戸市立図書館蔵文書の欠年を補う同種の帳面が含まれ、桃木書院旧蔵分と近い性格を示すため、今回の神戸市指定有形文化財候補に含める(註 31)。「藤木喜一郎氏収集文書」については、元関西学院大学教授の藤木が研究目的で収集した資料群であり、地域や年代が様々な資料を含むことから今回は指定候補の対象とはしない。

なお神戸市の文化財指定の対象外であるが、東京都立図書館蔵「近藤記念海事財団文庫」の中にも桃木武平旧蔵資料と分類されている資料群が収蔵されている。同文庫の委員として住田が集書に関わっており、住田編の『海事史料叢書』に同資料群が収録されていることから、住田から近藤記念海事財団文庫へと渡った可能性も考えられる(来歴模式図 註 32)。

神戸市立図書館蔵文書と住田文庫蔵文書には数種のラベルが確認できる。これらは当時の神戸市立図書館の図書分類法とは異なることから、桃木またはそれ以前の分類に使用されていたラベルと考えられる(註 33)。特に②③のラベルは神戸市立図書館蔵文書、住田文庫蔵文書に共通して見られ、3段ラベル上段は内訳点数、中段は通し番号と考えられる。①のラベル

は神戸市立図書館蔵文書の縦帳に多く見られるが、同様の縦帳が含まれる歴史公文書館蔵「辰巳太郎家文書」には見られない。また住田文庫蔵文書は補修が行われており、ラベルがはがされた痕跡の残る史料が多く存在する。

註 26 桃木武平遺稿「和漢船用集について」日本海事史学会編『海事史料叢書』第 11 巻

成山堂書店 1969

桃木長治「桃木武平略伝」日本海事史学会編『海事史料叢書』第 20 巻 成山堂書店 1969

神戸市立図書館所蔵『神戸開港・居留地・神戸村資料目録』1970

福永直子「桃木書院図書館」『KOBE の本棚』神戸市立中央図書館 2011.11.20

註27 桃木書院蔵書印



主に古文書類に使用



主に絵図に使用

註 28 住田正一

愛媛県生まれ、六校・東京帝大(大正 7 年(1918))卒業を経て、鈴木商店に入社、船舶部勤務。金子直吉の秘書を務める(昭和 2 年(1927)まで)。昭和 29 年(1954)呉造船社長。昭和 31 年廻船式目の研究で博士号取得日本大学。日本海事史学会長。昭和 43 年没。

大正 15 年に桃木書院図書館蔵の海事関係資料を住田正一から神戸高商に寄贈。

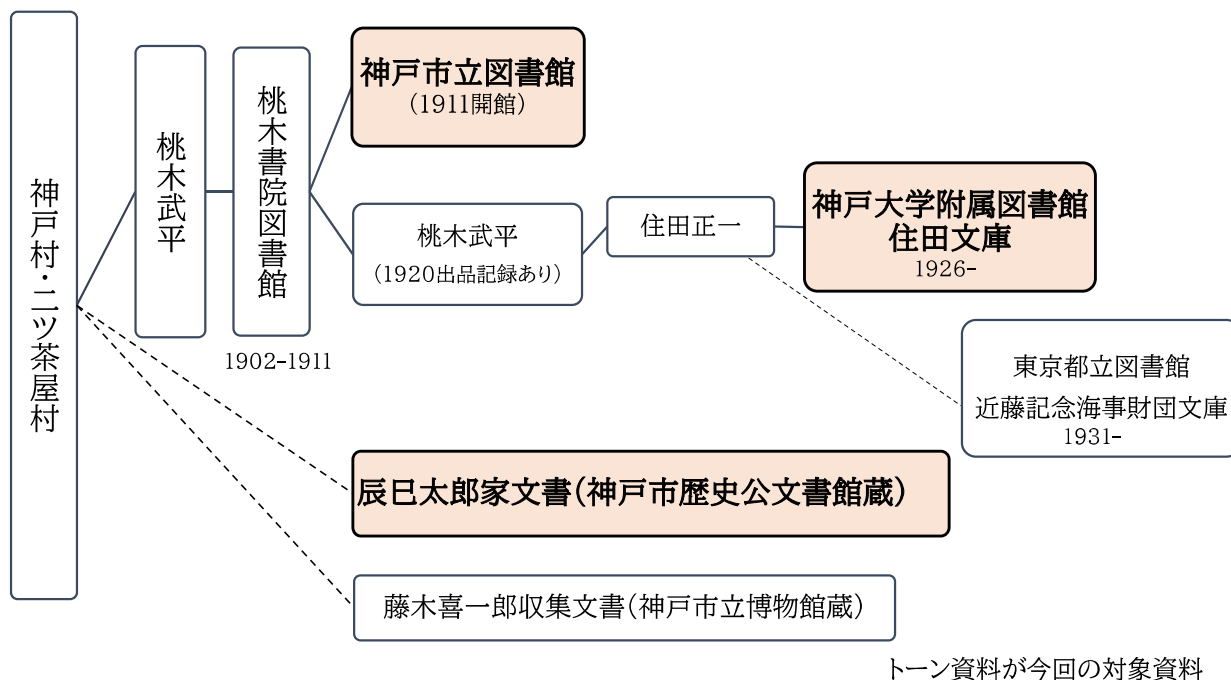
昭和4年(1929)から昭和6年(1931)にかけて『海事史料叢書』全 20 巻を編纂・出版

註 29 『神戸市史』出版に伴い、大正 9 年 5 月 21 日から 25 日まで湊川勸業館にて神戸市史編纂事業の中で蒐集された史料を公開した「神戸市主催神戸市史資料展覧会」。現存する、住田文庫蔵文書(1B-53「黒龍丸御修覆場御取建」慶応2年(1866))が桃木の所蔵として出品されている。

註 30 「終に本叢書刊行に際しては、翁は次の如き解題を寄せられたのである。」再掲 桃木武平遺稿「和漢船用集について」日本海事史学会編『海事史料叢書』第 11 巻 成山堂書店 1969

註 31 神戸市立図書館蔵 No.10「御触状留帳」文化14 年(1817) 、神戸市歴史公文書館蔵「御触状留帳」文政 4 年(1821)

註 32 来歴の模式図



註 33 ラベルの例



4. 「神戸村文書」の価値

開港当時の神戸村の様子については、「兵庫津と比較して当時寒村であった」という解説が多い(註34)。しかし実態は、海港都市である兵庫津に程近い主要街道添いの村として成熟し、個別町を基盤に都市行政を推し進めていたことが、「神戸村文書」によって明らかとなる。神戸村では輪番の年寄が会所に勤務して日記を書き、専任の筆者(秘書)が代官所からの文書を

書き留め、会所の会計を司るなど、近隣の村々と異なる行政形態をとっていた。

また神戸浦という村方とは異なる沿岸の廻船に関することについては、隣村の二ツ茶屋村と共同で海事行政を担っており、この点もまた独自性が強い。以上のように神戸村は江戸時代の村では通常見られない独自の行政的な特徴を持っていることがわかり、重要である。

その前提には、街区的にも、また行政区分としても浜方が独立し、岡方と分化していた兵庫津の存在が影響したと考えられ、「岡方文書」の価値を再評価する上でも「神戸村文書」は重要である。

兵庫開港後には、神戸村の村域に居留地が開設され、近代神戸の礎となったが、近年は、その海浜部に設けられた海軍操練所跡が発見され、改めて注目されている。「神戸村文書」は、その地で生まれた歴史資料として重要で、先に指定された岡方文書とならんで神戸市指定文化財にふさわしい価値を持つ。

合わせて現存する「神戸村文書」の大部分は、桃木武平という蒐集家によって散逸を免れ、残されてきた側面が大きい。神戸村出身という経歴が原点にあり、自身の蒐集を通じて図書館の開館に至り、その後、神戸市立図書館や住田への寄贈によって「海事資料」活用の途をも開いたことは、黎明期の図書館の在り方や文化財保護の観点からも忘れてならない。

以上から、「神戸村文書」は神戸市の歴史を正しく理解するために欠くことのできない資料であり、神戸市指定有形文化財に値すると考える。

註34 『神戸外国人居留地』 ジャパン・クロニクル紙ジュビリーナンバー、1993 年 神戸新聞総合出版センターなど



神戸市立図書館蔵



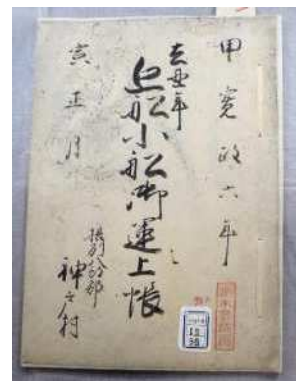
住田文庫蔵



神戸市歴史公文書館蔵



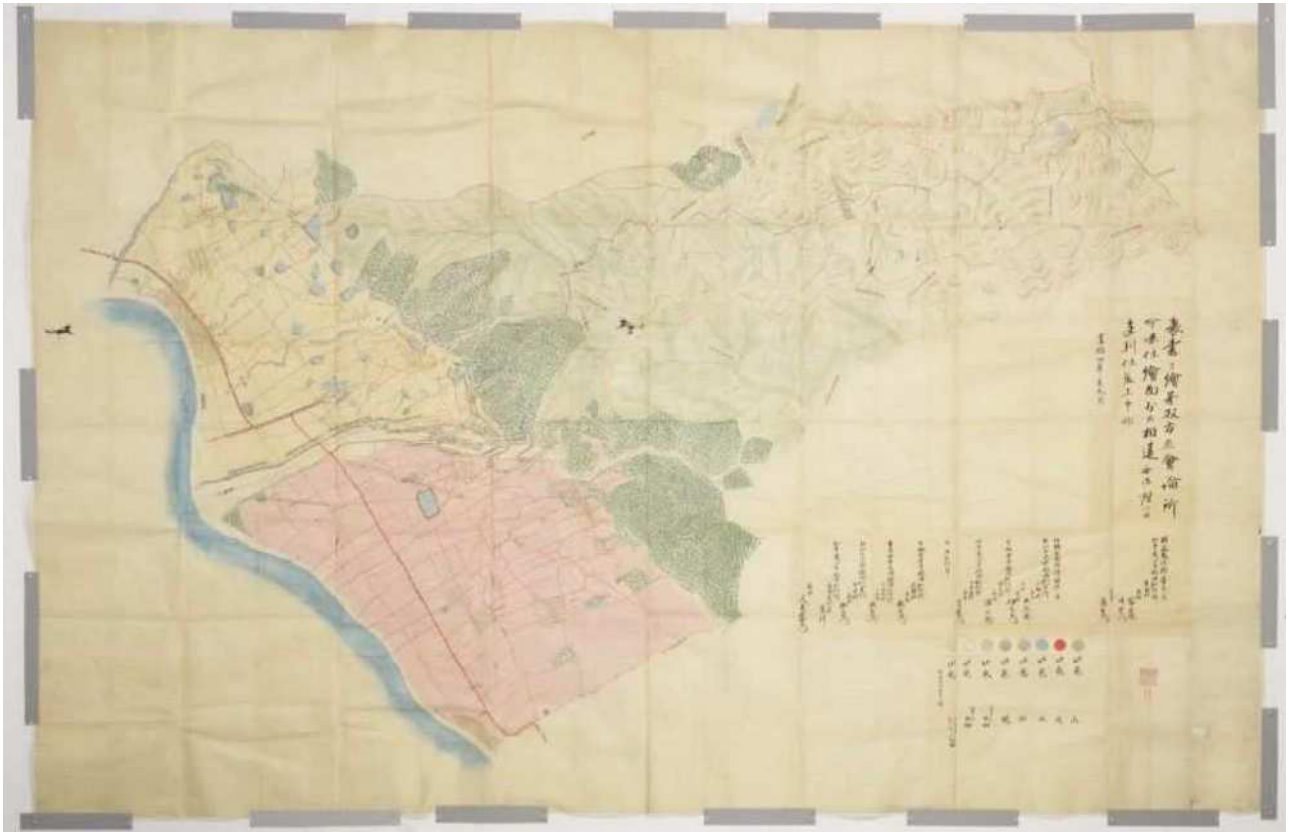
神戸市立図書館蔵



住田文庫蔵



神戸市歴史公文書館蔵

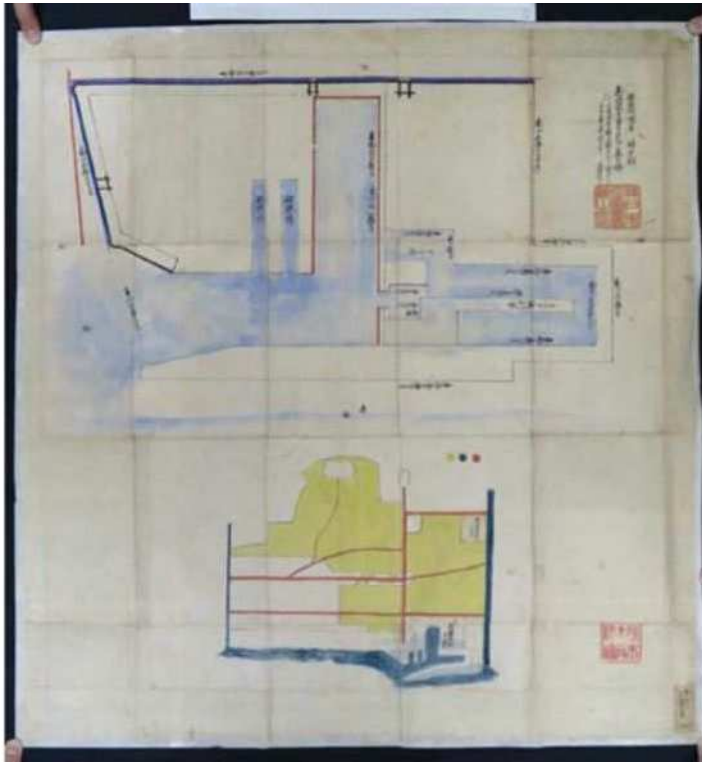


神戸市立図書館蔵「摂津国八部群福原庄六ヶ村、菟原群生田村境目相論 絵図」写

年代:享保4年(1719)

寸法:193×302mm

来歴:神戸村に伝わったものと推定。「桃木書院蔵」印あり。



神戸市立図書館蔵

「操練所繪圖(神戸村海軍操練所)」

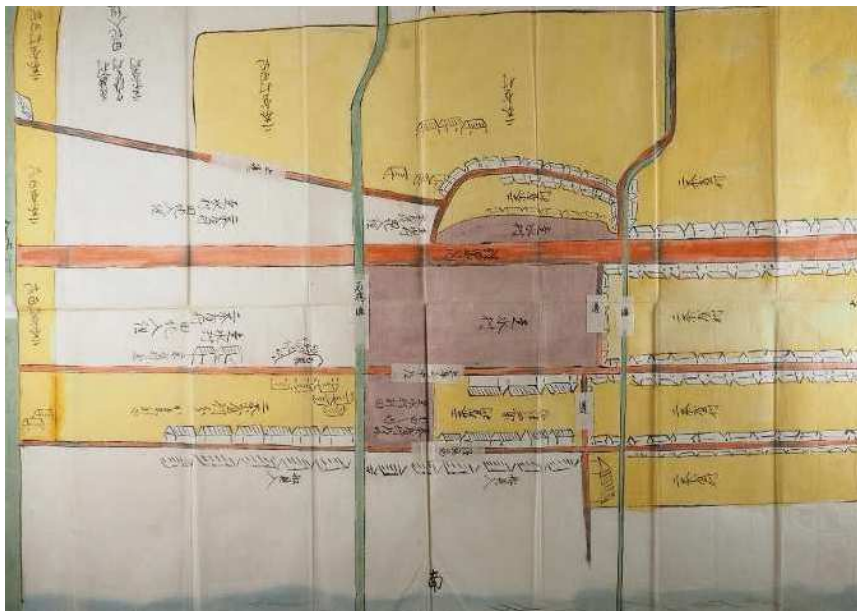
年代:文久4年(1864)2月以降

寸法:700×700mm

来歴:神戸村が作成したものと推定。

印記:「桃木書院蔵」

上部に操練所構内の平面図、下部に神戸村の略図を描く。両図は別紙。裏打は桃木書院期カ。



神戸市歴史公文書館蔵

「[二茶屋村走水村絵図]」

年代:17世紀前半～幕末

寸法:505×728mm

指定番号	住所・経	築期	元号	年	月	日	十支	高麗	素出・作成	彫所	形	縦(m)	横(m)	高さ(m)	樹木 鬱茂田	ラベル	付属	底層	備考
第1-4001	1 御崎氏留帳	享和	03	01	00	00	00	1803	【神戸村】	—	堅板 1	23.0	16.4	2.5	○	—	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4002	2 御崎氏留帳	文化	03	01	00	00	00	1806	【神戸村】	—	堅板 1	23.0	16.4	1.8	○	—	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4003	3 御崎氏留帳	文化	04	01	00	00	00	1807	【神戸村】	—	堅板 1	23.4	16.7	2.6	○	—	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4004	4 御崎氏留帳	文化	05	01	00	00	00	1808	【神戸村】	—	堅板 1	23.5	16.6	2.2	○	26.7/2219	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4005	5 御崎氏留帳	文化	07	01	00	00	00	1810	【神戸村】	—	堅板 1	23.6	16.8	2.3	○	26.7/2279	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4006	6 御崎氏留帳	文化	10	01	00	00	00	1813	【神戸村】	—	堅板 1	24.0	16.7	2.0	○	【神戸戸占庭園／自邸二 ／五八八】			大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4007	7 御崎氏留帳	文化	11	01	00	00	00	1814	【神戸村】	—	堅板 1	24.4	16.9	2.6	○	26.7/2274	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4008	8 御崎氏留帳	文化	12	01	00	00	00	1815	【神戸村】	—	堅板 1	24.1	16.9	1.7	○	—	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4009	9 御崎氏留帳	文化	13	01	00	00	00	1816	【神戸村】	—	堅板 1	23.7	16.8	1.8	○	—	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4010	10 御崎氏留帳	文化	14	01	00	00	00	1817	【神戸村】	—	堅板 1	24.9	17.2	1.9	○	26.7/2274	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4011	11 御崎氏留帳	天保	04	01	00	00	00	1833	【神戸村】	—	堅板 1	24.2	17.0	2.8	○	26.7/2274	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4012	12 御崎氏留帳	天保	06	01	00	00	00	1835	【神戸村】	—	堅板 1	24.7	17.1	3.3	○	26.7/2279	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4013	13 御崎氏留帳	天保	08	07	00	00	00	1836	【神戸村】	—	堅板 1	24.1	17.0	1.8	○	—	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4014	14 御崎氏留帳	天保	08	07	00	00	00	1837	【神戸村】	—	堅板 1	24.3	16.9	1.3	○	—	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4015	15 御崎氏留帳	天保	12	01	00	00	00	1841	【神戸村】	—	堅板 1	24.4	16.7	2.9	○	26.7/2279	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4016	16 御崎氏留帳	天保	14	01	00	00	00	1843	【神戸村】	—	堅板 1	23.9	16.7	3.0	○	—	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4017	17 氏系和姓書附代領	天保	14	09	00	00	00	1843	【神戸村】	—	堅板 1	23.8	17.0	1.0	○	—	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4018	18 御崎氏留帳	天保	15	01	00	00	00	1844	【神戸村】	—	堅板 1	23.6	17.0	2.0	○	—	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4019	19 御崎氏留帳	弘化	02	01	00	00	00	1845	【神戸村】	—	堅板 1	23.9	16.8	1.6	○	26.7/2279	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4020	20 御崎氏留帳	弘化	03	01	00	00	00	1846	神戸村	—	堅板 1	24.9	17.0	1.9	○	26.7/2279	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4021	21 御崎氏留帳	弘化	04	01	00	00	00	1847	神戸村	—	堅板 1	23.6	16.9	1.5	○	—	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4022	22 御崎氏留帳	弘化	05	01	00	00	00	1848	神戸村	—	堅板 1	23.8	16.9	2.0	○	—	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4023	23 御崎氏留帳	嘉永	02	01	00	00	00	1849	神戸村	—	堅板 1	23.8	17.0	2.0	○	—	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4024	24 御崎氏留帳	嘉永	04	01	00	00	00	1851	【神戸村】	—	堅板 1	24.0	16.8	1.1	○	—	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4025	25 御崎氏留帳	嘉永	05	01	00	00	00	1852	【神戸村】	—	堅板 1	23.7	16.8	1.8	○	26.7/2279	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4026	26 御崎氏留帳	嘉永	06	01	00	00	00	1853	【神戸村】	—	堅板 1	24.0	16.8	1.8	○	26.7/2279	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4027	27 御崎氏留帳	嘉永	07	01	00	00	00	1854	【神戸村】	—	堅板 1	23.8	16.8	1.8	○	26.7/2279	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4028	28 御崎氏留帳	安政	03	01	00	00	00	1856	【神戸村】	—	堅板 1	23.7	16.8	3.2	○	26.7/2279	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4029	29 御崎氏留帳	安政	04	01	00	00	00	1857	【神戸村】	—	堅板 1	23.8	16.8	2.1	○	—	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4030	30 御崎氏留帳	安政	05	01	00	00	00	1858	【神戸村】	—	堅板 1	24.1	16.5	2.2	○	26.7/2279	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4031	31 御崎氏留帳	安政	06	01	00	00	00	1859	【神戸村】	—	堅板 1	24.1	16.5	1.8	○	26.7/2279	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4032	32 御崎氏留帳	元治	02	01	00	00	00	1865	【神戸村】	—	堅板 1	24.1	17.0	1.8	○	26.7/2214	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4033	33 御崎氏留帳	慶応	02	01	00	00	00	1866	【神戸村】	—	堅板 1	24.1	16.5	2.0	○	26.7/2274	—	—	大塚町奉行・代官・月蓮(月間)からの焼書・書状などの写
第1-4034	34 御安元付々上族御遺蹟書之写	天保	04	09	00	00	00	1833	振州八郎郷村々連印	赤田・郡次様御役所	堅板 1	25.5	17.2	0.2	○	華麗紙	—	—	赤田・郡次様御役所
第1-4035	35 御安元付々上族御遺蹟書之写	天保	05	04	00	00	00	1834	【神戸村】	—	堅板 1	22.4	15.3	0.3	○	華麗紙	—	—	文化11年4月大塚町奉行より赤田長吏に宛てる御手形など
第1-4036	36 御安元付々上族御遺蹟書之写	天保	11	07	00	00	00	1840	【神戸村】	—	堅板 1	24.8	16.3	1.1	○	—	—	—	口上等紙、神戸村や兵部連に關する上申書・幕府状などの写
第1-4037	37 御安元付々上族御遺蹟書之写	天保	14	01	00	00	00	1843	神戸村	—	堅板 1	23.9	17.0	0.7	○	華麗紙	—	—	口上の控など神戸村に關する出来事の上申書、幕府状などの写
第1-4038	38 御安元付々上族御遺蹟書之写	天保	14	09	00	00	00	1843	神戸村	—	堅板 1	24.5	17.2	1.1	○	1/2203 華麗紙	—	—	天保の改竄による御料所代官ほか一連の焼書、神戸村小僧入の御印あり
第1-4039	39 御安元付々上族御遺蹟書之写	嘉永	03	12	00	00	00	1850	【神戸村】	—	堅板 1	24.1	16.9	0.2	○	華麗紙	—	—	口上の控など神戸村に關する出来事の上申書、幕府状などの写
第1-4040	40 御安元付々上族御遺蹟書之写	安政	02	05	00	00	00	1855	振州八郎郷村々連印	—	堅板 1	24.9	17.0	0.2	○	華麗紙	—	—	口上の控など神戸村に關する出来事の上申書、幕府状などの写
第1-4041	41 御安元付々上族御遺蹟書之写	安政	05	07	00	00	00	1859	【神戸村】	—	堅板 1	23.9	16.2	1.0	○	1/2221	—	—	口上の控など神戸村に關する出来事の上申書、幕府状などの写
第1-4042	42 御安元付々上族御遺蹟書之写	元治	04	00	00	00	00	1754	神戸村	—	堅板 1	24.0	16.2	2.4	○	26.7/2279 華麗紙あり	—	—	口上の控など神戸村に關する出来事の上申書、幕府状などの写
第1-4043	43 御安元付々上族御遺蹟書之写	元治	05	01	00	00	00	1755	神戸村	—	堅板 1	25.0	17.2	3.0	○	26.7/2279	—	—	口上の控など神戸村に關する出来事の上申書、幕府状などの写
第1-4044	44 御安元付々上族御遺蹟書之写	元治	06	00	00	00	00	1756	神戸村	—	堅板 1	24.3	17.0	1.9	○	26.7/2279	—	—	口上の控など神戸村に關する出来事の上申書、幕府状などの写
第1-4045	45 御安元付々上族御遺蹟書之写	元治	09	00	00	00	00	1759	神戸村	—	堅板 1	24.4	17.0	2.8	○	26.7/2279	—	—	口上の控など神戸村に關する出来事の上申書、幕府状などの写
第1-4046	46 御安元付々上族御遺蹟書之写	元治	12	01	00	00	00	1762	神戸村	—	堅板 1	24.4	17.0	5.2	○	—	—	—	口上の控など神戸村に關する出来事の上申書、幕府状などの写
第1-4047	47 御安元付々上族御遺蹟書之写	元治	03	01	00	00	00	1766	神戸村	—	堅板 1	24.7	17.5	3.4	○	—	—	—	口上の控など神戸村に關する出来事の上申書、幕府状などの写
第1-4048	48 御安元付々上族御遺蹟書之写	元治	05	01	00	00	00	1768	細黒乃庄神戸村	—	堅板 1	24.9	17.5	3.1	○	26.1/2219	—	—	口上の控など神戸村に關する出来事の上申書、幕府状などの写
第1-4049	49 御安元付々上族御遺蹟書之写	元治	06	01	00	00	00	1769	【神戸村】	—	堅板 1	24.5	17.0	3.7	○	26.1/2219	—	—	口上の控など神戸村に關する出来事の上申書、幕府状などの写
第1-4050	50 御安元付々上族御遺蹟書之写	文化	04	01	00	00	00	1807	【神戸村】	—	堅板 1	23.3	16.7	1.7	○	—	—	—	口上の控など神戸村に關する出来事の上申書、幕府状などの写
第1-4051	51 御安元付々上族御遺蹟書之写	文化	06	01	00	00	00	1809	【神戸村】	—	堅板 1	24.4	17.3	1.2	○	26.1/2219	—	—	口上の控など神戸村に關する出来事の上申書、幕府状などの写
第1-4052	52 御安元付々上族御遺蹟書之写	文化	07	00	00	00	00	1824	神戸村	—	堅板 1	23.4	16.7	3.7	○	華麗紙	—	—	口上の控など神戸村に關する出来事の上申書、幕府状などの写
第1-4053	53 御安元付々上族御遺蹟書之写	文化	11	01	00	00	00	1828	【神戸村】	—	堅板 1	24.6	17.5	2.3	○	—	—	—	口上の控など神戸村に關する出来事の上申書、幕府状などの写
第1-4054	54 御安元付々上族御遺蹟書之写	天保	14	01	00	00	00	1843	神戸村	—	堅板 1	23.7	17.2	0.9	○	—	—	—	口上の控など神戸村に關する出来事の上申書、幕府状などの写
第1-4055	55 御安元付々上族御遺蹟書之写	天保	04	01	00	00	00	1857	【神戸村】	—	堅板 1	23.9	16.9	1.2	○	—	—	—	口上の控など神戸村に關する出来事の上申書、幕府状などの写
第1-4056	56 御安元付々上族御遺蹟書之写	天保	04	01	00	00	00	1857	【神戸村】	—	堅板 1	23.9	16.9	1.2	○	—	—	—	口上の控など神戸村に關する出来事の上申書、幕府状などの写

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

	天保	11	11	06	子	1840	水主平藏(印)・徳三郎(印)・喜代治(印)・神戸浦船宿俵屋林兵衛代天満屋長次郎(印)	神戸浦御役人中	一紙	128.0	90.
	文政	09	03	17	戌	1826	羽倉外記手代野田常一印・東条健十郎印・同人手附御普請役格大坪本左衛門(護送船乗組二付印形不致候)・御普請役倉橋藤太郎印・御普請役元宮本治郎左衛門(護送船乗組二付印形不致候)	紀伊・和泉・摂津右国海辺通り浦々村々役人中	一紙	127.1	92.
	寛政	05	05	00	丑	1793	「摂州」神戸俵屋孫三郎沖船頭栄蔵(印)・水主惣代七兵衛(印)・越後柏崎町宿宮川安之右衛門(印)	納屋町間瀬仁助殿・宮川安之右衛門殿・間瀬仁蔵殿・組頭惣左衛門殿・下宿庄屋市右衛門殿・組頭藤三郎殿・同弥五左衛門殿・中浜庄屋彦右衛門殿・組頭孫左衛門殿・同惣兵衛殿	一紙	129.5	204
	嘉永	02	07	00	酉	1849	取集役山城屋平四郎(印)・請人林屋和助(印)	御村方御役人中	一紙	128.2	43.
	嘉永	02	07	00	酉	1849	山城屋平四郎(印)	御村方御役人中	一紙	127.8	36.
	嘉永	06	03	00	丑	1853	村方印	山城屋平四郎殿・林屋和助殿・柴屋善次郎殿	一紙	125.0	21.
	安政	02	08	00	卯	1855	魚漁歩一方引請人塩屋庄八(印)・請人灘屋政右衛門(印)	当村御役人衆中	一紙	127.7	53
	文政	05	01	00	午	1822	拾貳ヶ浦渡海仲間(印「灘十二ヶ浦大行事」)	—	一紙	128.4	110
	寛政	12	10	00	申	1800	播州姫路領揖東郡家嶋年寄太右衛門(印)・同八右衛門(印)・同安右衛門(印)・庄屋安十郎(印)	摂州神戸浦御役人中・同所船頭善六殿	一紙	132.9	441
	享和	02	05	01	戌	1802	新右衛門(印)・伊兵衛(印)・九右衛門(印)・喜左衛門(印)	両浦御役人中様・同御廻船持中様・同御酒造中様	一紙	127.8	197
有	安永	09	08	00	子	1780	二ツ茶屋村百姓代新六(印)・同村年寄庄九郎(印)・同新右衛門(印)・同市郎右衛門(印)・同又三郎(印)・同佐小右衛門(印)・同新	万年七郎右衛門様御役所	一紙	128.0	88.

	安永	09	09	00	子	1780	摂州八部郡二ツ茶屋村百姓代新六(印)・同村年寄新右衛門(印)・同庄九郎(印)・同利助(印)・同市郎右衛門(印)・同又三郎(印)・同佐小右衛門(印)・同新九郎(印)・庄屋善右衛門(印)	万年七郎右衛門様御役所	一紙	1 28.1	73.
	明和	04	08	00	亥	1767	新家屋忠兵衛(印)	茶屋佐兵衛様・御船持中様	一紙	1 27.6	66.
	(寛政)	01	09	08	酉	1789	竹垣三右衛門御役所/神戸村役人(印)	俵屋善次郎殿・俵屋善六殿・俵屋孫三郎殿・柴屋市郎右衛門殿・茶屋治右衛門殿・山口屋六左衛門殿・柴屋庄左衛門殿・柴屋源八殿・松屋五郎兵衛殿・塩屋三郎兵衛殿・俵屋孫久郎殿・俵屋久左衛門殿・塩屋利右衛門殿・柴屋正兵衛殿・万屋與兵衛殿・塩屋喜左衛門殿・多田屋仁左衛門殿・山口屋平右衛門殿	一紙	1 24.8	152
	天保	04	01	00	巳	1833	摂州八部郡村々酒造人惣代神戸村酒造大行司五郎兵衛・二ツ茶屋村酒造大行司吉右衛門(兔原郡の部分は抹消)	辻雷次郎様御手代田口茂一郎様	一紙	1 24.3	113
	慶応	02	07	00	一	1866	[神戸村]	一	竖帳	1 24.2	16.
	嘉永	07	閏07	00	寅	1854	神戸村	川上金吾助御役所ほか	竖帳	1 24.7	16.
	寛政	12	10	00	申	1800	神戸村年寄善九郎・同八兵衛・同久四郎・同六左衛門・同源兵衛・同新三郎	升屋太郎吉殿	竖帳	1 24.7	17.
	文化	12	10	00	乙亥	1815	神戸村年寄善九郎・同金右衛門・同善四郎・同半兵衛・同新三郎・同五郎兵衛	升屋平四郎殿	竖帳	1 25.1	17.
	天保	02	11	00	卯	1831	神戸村庄屋信右衛門	升屋平四郎殿	竖帳	1 24.0	17.
	寛政	06	01	00	寅	1794	神戸村年寄六兵衛・同八兵衛・同久四郎・同六左衛門・同源兵衛・同新三郎・同吉郎右衛門	岩佐郷藏様御役所	竖帳	1 24.8	17.
	寛政	07	01	00	卯	1795	神戸村年寄六兵衛(印)・同八兵衛(印)・同久四郎(印)・同六左衛門(印)・同源兵衛・同新三郎・同平兵衛(印)	大津御役所	竖帳	1 24.4	17.
	天保	12	07	00	丑	1841	神戸村	一	竖帳	1 24.6	17.

安政	04	07	00	巳	1857	「二ツ茶屋浦」			—	堅帳	1 24.5	15.
享保	06	03	00	丑	1721	高橋儀左衛門・杉浦丹右衛門		西宮浜庄屋九郎右衛門殿		堅帳	1 24.6	17.
安永	09	07	00	子	1780	摂州二茶屋浦何屋何右衛門船何丸沖船頭誰印・大坂安治川南何丁目舟宿新家屋誰印		大坂糸割符方惣御年寄中		堅帳	1 24.2	17.
嘉永	06	09	00	丑	1853	—		—		堅帳	1 24.5	17.
延宝	03	00	00	卯	1675	橋本		—		堅帳	1 25.3	17.
文化	13	10	00	子	1816	渡海中		—		堅帳	1 25.1	17.
天保	06	01	00	未	1835	小廻シ仲		—		堅帳	1 24.7	17.
天保	13	10	00	寅	1842	年寄善九郎・同四郎太夫		—		堅帳	1 24.5	17.
天保	06	07	00	未	1835	村方		小船方支配役・茶船仲間年行事ほか		堅帳	1 24.8	17.
天保	10	08	00	亥	1839	二ツ茶屋村(小廻し船茶船持・仲買渡世連名)		池田岩之丞様御手附中山並五郎様		堅帳	1 25.6	17.
天保	06	06	00	未	1835	村方		小船方支配役・小船仲間年行事ほか		堅帳	1 24.5	17.
天保	15	04	00	辰	1844	神戸村		—		堅帳	1 23.6	17.
天保	15	11	00	辰	1844	若狭(大坂東町奉行水野忠一)		惣年寄		堅帳	1 24.3	17.
天明	02	11	00	壬寅	1782	摂州八部郡神戸会所		—		堅帳	1 25.0	17.

[illegible]

指定番号	番号	表題	元号	年	月	日	干支	西暦	差出/作成	宛所	形	数	縦(cm)	横(cm)	厚さ(cm)	備考
指3-001	28	新田新畑新屋敷建家帳	明和	06	06	00	丑	1769	摂州八部郡神戸村年寄次郎右衛門/同善右衛門/同善左衛門/同佐左衛門/同善三郎/同五左衛門/同勘右衛門/同村庄屋新三郎	辻六郎左衛門横御役所	縦帳	1	23.4	17	0.4	享保期以来の新田・新畑・進屋敷の書上
指3-002	29	本田名寄帳	明治	03	00	00	午	1870	【神戸村/城ヶ口】	—	縦帳	1	24.5	17	2	各人の田畑所有数の書上
指3-003	30	再度谷水車場年貢帳并諸入用配方帳	嘉永	06	05	00	丑	1853	神戸村	—	縦帳	1	24	17	0.8	表紙朱書「嘉永三戌年々文久二戌年迄・高番」、ニツ屋村・花熊村・宇治野村・中宮村・北野村・神戸村で翻る
指3-004	31	御鷹書指帳	文化	02	01	00	乙丑	1805	神戸村	—	縦帳	1	23.7	16.6	2	大坂町奉行・代官・用達(用聞)からの触書・書状などの控
指3-005	32	御蘭状留帳	文政	04	01	00	辛巳	1821	神戸村	—	縦帳	1	23.2	16.6	2	大坂町奉行・代官・用達(用聞)からの触書・書状などの控
指3-006	33	【浦桑目および諸船改帳】	文化	14	01	00	丑	1817	神戸村年寄善九郎/同金右衛門/同善四郎/同半兵衛/同五郎兵衛	五条御役所	縦帳	1	25	17.5	0.6	浦桑礼遵守など浦桑、船改は船数60(廻船22・猪牙船21・小渡海船2・小廻シ船15)、前欠ヵ
指3-007	34	書上帳	天保	09	02	00	戌	1838	摂津国八部郡神戸村百姓代市右衛門(E印)/年寄五兵衛(E印)	池田岩之丞縁谷町御役所	縦帳	1	25.3	17	0.2	初明鑑取調につき、海辺にて船掛り場、江戸まで船路230里余、松御所山2ヶ所、有る大川大山なし、葉草出場なし、鉱山なし、古城跡なし、温泉なし、名所なし
指3-008	35	家数人数増減書上帳	嘉永	07	03	00	甲寅	1854	摂州八部郡神戸村	—	縦帳	1	23.8	17.8	0.2	前年の宗門改後の増減人数書上
指3-009	36	御用御場上棟尼西町与三兵衛外巻人摂河泉購買入廻上帳ニ付取調申立旨依仰渡三郡村々奉申上願渡ニ相成願書写一件	安政	03	10	16	辰	1856	摂州風庫郡水車郷人惣代越水岩新田善右衛門印/同洲清造人惣代宇津村大行司三九郎印/同郡村々惣代今津村庄屋仁左衛門印/瓦原郡水車郷人惣代染住吉村年寄吉右衛門印/同郡水車新田年寄善三郎病氣ニ付代勘左衛門/同郡雲造惣代御影村大行司庄兵衛/辰蔵/右同断大石村大行司左衛門印/右同断住吉村大行司民五郎/同郡村々惣代御影村庄屋仁兵衛/治郎太夫/右同断徳治屋村住屋市左衛門/八郡郡水車郷人惣代兼石井村庄屋勘兵衛/同郡通造人惣代ニツ茶屋村大行司佐兵衛/同郡村々惣代神戸村庄屋四郎太夫	白石忠太夫様御役所	縦帳	1	24.2	17.2	0.3	水車郷により生じる難は讃岐・伊予へ売却きの慣例につき、包紙上書「安政三辰年十月/御用御場上棟尼西町与三兵衛外巻人/摂河泉購買入廻上帳ニ付取調申立旨依仰渡三郡村々奉申上所右願渡ニ相成願書写/一件」、袋25.5×10.0
指3-010	37	【村送帳断簡】	明和	08	07	00	卯	1771	【神戸村】	—	縦綴	1	25	17.5	1	村送り廻状の控、前欠、安永2年10月4日まで
指3-011	38	【不正売買等処置書上断簡】	x	x	x	x	x	x	—	—	仮綴	2	25	17	0.1	米など取上石高・過料の書上、前後欠
指定番号	番号	表題	元号	年	月	日	干支	西暦	差出/作成	宛所	形	数	縦(cm)	横(cm)	厚さ(cm)	備考
指附3-001	1	摂州矢田郡郡福原庄ニ茶屋村地誌帳	寛文	04	07	00	辰	1664	■田「左右田」基左衛門(E印)/河原彦右衛門(E印)/本山六郎兵衛/印商惣兵衛(E印)/鈴木新右衛門(E印)/大内孫兵衛(E印)	—	縦帳	1	27	21	0.8	寛文4年6月、幕府許可により、寛永20年後地の打出高を本高に繰入につき、包紙30.5×28.5
指附3-002	2	摂津国八部郡二茶屋村新田校地帳	文政	03	10	00	辰	1820	御代喜辻基太郎(E印)/手代奈良文右衛門(E印)/上村井善藏(E印)/即田與左衛門(E印)/案内年寄橋本藤左衛門(E印)/市郎■衛門(E印)/徳左衛門(E印)/文右衛門(E印)/新助(E印)	—	縦帳	1	32.7	23.5	0.4	村持橋本新田校地につき
指附3-003	3	当主御年貢帳上納御通入	嘉永	06	09	00	丑	1853	大坂屋定次郎(E印)	ニツ茶屋村	一紙	1	14.1	41	—	9～12月、包紙16.1×11.0
指附3-004	4	御上納銀勘定通	嘉永	07	00	00	寅	1854	大坂屋定次郎(E印)	ニツ茶屋村	一紙	1	14	10.2	—	虫損開披不可
指附3-005	5	当主御年貢帳上納銀通入	安政	02	00	00	卯	1855	—	二茶屋村	一紙	1	—	—	—	虫損開披不可、包紙16.8×10.5
指附3-006	6	御年貢帳上納御通入	安政	03	09	00	辰	1856	大坂屋貞次郎(E印)	二茶屋村	一紙	1	14.1	41	—	9～12月、包紙15.9×10.6
指附3-007	7	御上納銀勘定通	安政	06	09	00	未	1859	大坂屋貞次郎(E印)	ニツ茶屋村	一紙	1	13.7	9.8	—	9～11月、虫損開披不可
指附3-008	8	御上納銀勘定通	—	00	09	00	申	0000	大坂屋貞次郎(E印)	ニツ茶屋村御役人中	一紙	1	13.7	9.9	—	虫損開披不可、包紙15.5×10.3
指附3-009	9	福原庄六箇村と再山着切安済と評論一冊	寛延	04	01	00	未	1751	二茶屋村今井太左衛門/執筆本城勇治稿	—	縦帳	1	23.7	16	12	寛延4年1月19日まで、後蓋のため書写
指附3-010	10	取渡済証文之事	宝暦	05	07	00	亥	1755	走水村百姓三郎兵衛(E印)/同次兵衛(E印)/同幸右衛門(E印)/同与兵衛(E印)/同武兵衛(E印)/同源兵衛(E印)/同善兵衛(E印)/年寄長四郎(E印)/庄屋善次郎(E印)/(取渡済印) 坂本村庄屋傳吉(E印)/神戸村庄屋佐衛門(E印)/岩屋村庄屋文太夫(E印)/生田村庄屋唯右衛門(E印)	二茶屋村御役人衆中	一紙	1	28.4	99.2	—	走水村百姓7人トニツ茶屋村弥三兵衛との道幅境界および悪水抜溝につき争論内済、包紙「宝暦五亥年七月/走水村百姓中と当村弥三兵衛道幅境界悪水抜溝手出入近郷庄屋中取渡内済走水村百姓中村役人/連印清口証文一通入/（朱字）「にハ）」、30.0×9.0

指附3-011	11	取替一札之事	享保 13	07	00	申	1728	花熊村庄屋最左衛門(印)/同村年寄八兵衛(印)/同断五右衛門(印)	二茶屋村庄屋善平治殿/同村年寄平左衛門殿/同断寺左衛門殿/同断大右衛門殿/同断新右衛門殿/同断左近右衛門殿/同断平兵衛殿	一紙	1	28.2	43	—	再度谷用水・深谷池築造につき、包紙「文化十三年子霜月用水花能/為取替証文并□此方遺候証文知戻二通/但証文ハ代筆上包紙表書付為取替証文一通ト有七字庄屋五郎兵衛自筆也/通取替証文巻通」33.5×5.0×2.0、箱一括「■村用水花熊村為取/替証文并扣書■/但西邊■」、蓋裏書「当村田用水花熊為取替証文/并当邑ノ遺候証文扣書一通/享保十三年申七月/同用水花熊為取替証文/并当邑ノ遺候証文扣一通/都四通/文化十三年十一月」34.7×6.0×3.4
指附3-012	12	取替一札之事	享保 13	07	00	申	1728	二茶屋村庄屋善平治/同村年寄平左衛門/同断幸右衛門/同断大右衛門/同断新右衛門/同断左近右衛門/同断平兵衛	花熊村庄屋最左衛門殿/同年寄八兵衛殿/同断五右衛門殿	一紙	1	28.1	43	—	再度谷用水・深谷池築造につき、古来から2日花熊・1日神戸・1日宇治野中宮と格式あり
指附3-013	13	為取替一札	文化 13	11	00	子	1816	花熊村庄年寄庄兵衛(印)/同徳右衛門(印)/庄屋五郎兵衛(印)	二茶屋村大年寄勝左衛門殿/年寄新祐殿/同文右衛門殿/同市郎右衛門殿	一紙	1	32.5	65.8	—	再度谷用水・星々池築造につき
指附3-014	14	為取替一札	文化 13	11	00	子	1816	二茶屋村庄年寄市郎右衛門印/同文右衛門印/同断幸右衛門/同年寄徳右衛門印	花熊村庄屋最左衛門殿/年寄徳右衛門殿/同庄兵衛殿	一紙	1	29.8	54.5	—	再度谷用水・星々池築造につき、端裏書「(朱書) 花熊村庄遺候取替一札之扣書」
指附3-015	15	本物返御度証文之事	文化 12	10	00	亥	1815	本物返御主ニッ茶屋村大工治兵衛(印)/請人同村大工善右衛門(印)/奥印：右村年寄藤左衛門(印)/同新祐(印)/同文右衛門(印)	成尾屋吉三郎殿	一紙	1	29	58.5	—	屋敷地・建家1ヶ所、代銀600目
指附3-016	16	一札	文化 12	00	00	—	1815	ニッ茶屋村赤主たはこ屋次兵衛(印)/同村請人たはこ屋甚右衛門(印)	柴屋吉三郎殿	一紙	1	24.7	30.6	—	家屋敷1ヶ所所焼通、代銀793匁
指附3-017	17	〔二茶屋村走水村絵図〕	—	00	00	—	0000	—	—	絵図	1	50.5	72.8	—	ニッ茶屋村・走水村色分けあり
指附3-018	18	屋敷坪目絵図面	文政 01	09	00	寅	1818	井筒屋平右衛門	木屋平兵衛殿	一紙	1	27.3	79	—	持合の地所取得につき
指附3-019	19	屋敷分絵図面	天保 02	06	14	卯	1831	善九郎(印)/由三郎(印)/年寄八郎右衛門	—	一紙	1	27.7	75.5	—	善九郎から由三郎へ譲渡につき
指附3-020	20	網屋与治兵衛屋敷・藤屋善平治屋敷坪目絵図面	天保 03	06	23	辰	1832	網屋与治兵衛(印)/藤屋善平治(印)/(奥印)年寄八郎右衛門(印)	—	一紙	1	27.5	63.5	—	双方立会坪目改につき
指附3-021	21	〔藤屋屋敷絵図面〕	天保 05	09	00	午	1834	成尾屋善兵衛(印)/木屋五郎兵衛(印)/成尾屋伊八郎(印)/証人茶屋甚右衛門(印)	御村方	一紙	1	27.5	64.9	—	成尾屋善兵衛所持の土地を木屋五郎兵衛と成尾屋伊八郎へ譲渡につき
指附3-022	22	〔浜屋敷絵図面〕	弘化 03	11	16	午	1846	—	—	一紙	1	27	64.5	—	村方と双方地主立会坪目改につき、包紙上書「弘化四年辛六月/橋本藤左衛門所持抱屋敷井茶屋利平次家屋敷地ノ境目并持合之場所見分絵図面入」、31.0×7.7
指附3-023	23	〔浜屋敷坪目絵図面〕	弘化 04	06	24	未	1847	立会地主橋本藤左衛門代支那人伊兵衛/茶屋利平次他行ニ付代十治郎/立会年寄七郎兵衛/同治左衛門/同伊左衛門/同八郎右衛門	—	一紙	1	26.9	82.9	—	双方立会坪目改につき、22と同袋
指附3-024	24	橋本藤左衛門所持屋敷絵図	—	00	00	—	0000	—	—	一紙	1	24.4	17	0.5	所有地図面
指附3-025	25	七左衛門地・三徳徳左衛門地屋敷図	—	00	00	—	0000	—	—	一紙	1	28	42.2	—	27まで一括包紙29.5×7.0、端裏書「七左衛門地/三徳徳左衛門地屋敷図」
指附3-026	26	源左衛門地屋敷図	—	00	00	—	0000	—	—	一紙	1	15.6	30.3	—	御裏書「源左衛門地屋敷図」
指附3-027	27	〔七左衛門売地図〕	—	00	00	—	0000	—	—	一紙	1	16.2	11	—	売主七左衛門・買主三とく徳左衛門

	西暦	出来事(桃木について)は上に「桃木武平略伝」日本海事文学会編『海事史料叢書』第20巻、成山堂書店、1972年より)
年	1858	桃木武平生誕(実父は神戸村年寄 竹中平右衛門)8歳の時に母の生家大松家の養子となる ※大松家は兵庫北濱の廻船問屋。
0	1877	家業を継承 19歳
9	1896	布引山下の勝地に居を移す 38歳 「生来病弱ノ故ヲ以テ、医師ノ勸メニヨリ閑地ニ就テ専ラ静養ヲ図リ、從來ヨリ趣味トセル処ノ国史学ヲ専ラ 広ク古今ノ書ヲ蒐集スルコトヲ以テ…」
5年1月26日	1902	桃木書院図書館開館(葺合生田町)45歳 「研究家愛書家ヲシテ無料ヲ以テ歓迎シタリ」
9年11月	1906	地図類を中心に展覧会
9年	1906	「船往来手形」(住田文庫1B-28 寛政6年(1794))に「明治39年迄113年」の書き込み(桃木の筆跡か)
2年3月	1909	「菱垣廻船歟丸図解解説」『大阪市史』5、413～470頁、桃木寄贈本
		「大阪市史編纂係ヨリ余ニ対シテ、菱垣廻船ノ資料タル可キモノ無キヤトノ諮問アルニ方リ、我先々代武兵衛 (大松屋)ノ製造ニ係ル歟丸ハ、菱垣廻船中ノ上船ニシテ、最新発達セル大船ナルガ故ニ、之ヲ主題トシテ 菱垣廻船ノ事実ヲ記ス事トセリ」「余カ家ニ蔵スル記録類ヲ参考シテ本図ヲ製シ、余カ世代ニ至リテ本船ヲ実 見スル記憶ヲ加ヘ、其説明ニ及ビタリ」
3年	1910	桃木書院図書館 閉館(東出町)「蔵書新古約二万五千冊アリ」
4年11月10日	1911	神戸市立図書館 開館(相生町) 桃木書院図書館から「和洋字典類叢書類、其外新刊等四千八百余冊」を寄贈
年～13年	1918-	『神戸市史』編纂事業
年	1920	神戸市主催神戸市史資料展覧会に出品される(展示資料表題が資料中に残る)。住田文庫所蔵分は「桃木武平 氏所蔵」として出品
0年	1921	神戸市主催神戸市史資料展覧会 5月21日から25日
0年	1921	神戸市立図書館移転(大倉山公園)
2年	1923	『神戸市史 資料一』に「桃木文書」収録
5年	1926	桃木書院図書館蔵の海事関係資料、住田正一から神戸高商に寄贈される
		封入されている古文書・封を欠く古文書も新たに和紙で封を作り、それに文書の内容を要約して桃木の 筆で上書。神戸高等商業学校蔵書印
年	1929	桃木筆「和漢船用集に就いて」ペン書
年3月31日	1929	台北帝国大図書館、古書店白雲堂を通して蔵書を購入(540部4,879冊)
年4月29日		桃木武平客死(台湾)72歳
～6年		住田定一編『海事史料叢書』20巻(巖松堂書店)発刊
9年12月	1964	海事関係資料に「住田文庫」のシールが捺される
1年	1966	神戸市中央図書館『神戸村資料目録』発刊
2年	1967	神戸市立図書館『神戸開港・居留地関係・神戸村資料目録』発刊
5年	1970	神戸市立図書館『神戸開港・居留地関係・神戸村資料目録』再刊
7年	1982	藤木喜一郎氏収集文書が神戸市立博物館に収蔵され、「神戸村文書」として整理される
年	1995	辰巳太郎氏所蔵文書が神戸市文書館へ寄贈される

※中央図書館となったのが、1972年のため、神戸市立図書館で

そうけん
宗賢神社及びその周辺

1ヶ所

所在地 西区玉津町出合字辰間ヶ坪 257

所有者 宗教法人 宗賢神社

管理者 出合宗賢神社保存会

面積 3,660 m²

区域内の文化財

宗賢神社 本殿 1棟

16世紀後期 桁行二間 梁間二間 入母屋造 妻入 向拝 柿葺
桁行 1.72m、梁間 1.83m 兵庫県指定重要有形文化財(既指定)

宗賢神社 門 1棟

18世紀後期 切妻造 本瓦葺 桁行 1.85m、梁間 2.27m
歴史的建造物選定候補

下津橋城跡 土塁 1基

16世紀以前 長さ 45m、幅 8m、高さ 4.5m 残存

宗賢神社は明石川の河口から北へ約 3.7 kmさかのぼった、明石川右岸の標高約 12m に位置する。神社の創立年代は不詳だが、享保6年(1721)頃に書かれた『明石記』(上「金波斜陽」)には、「若王子権現」とされ、「本社、舞殿、拝殿、馬場」が存在する記載がある(註1)。このうち本殿は覆屋に覆われて現存するが、これに記されている舞殿・拝殿・馬場は現存していない(註2)。

本殿は桁行二間、梁間二間で、その正面は中央の柱を入れず一間とし、一間の向拝^{こうはい}を付けた一間社の構えとしている。内部は柱筋で内陣と外陣を分かち境に板扉を構える。内陣はさらに後ろ半分を三分割し、それぞれの柱間に板扉を構える。向拝組物に面取りがあること、桁や身舎^{きばな}地垂木に反り増しがあること、地隅木^{じすみき}・飛檐隅木^{ひえん}を一材に造ること、植物をあしらった身舎^{きばな}木鼻の意匠から、16世紀後期の建物として、平成8年(1996)に兵庫県指定重要有形文化財に指定されている。なお、本殿棟木に天保11年(1840)と、明治16年(1883)の修理棟札がある(註3)。

門は拝殿から参道を南に下った正面に位置する四脚門で、様式と風蝕具合から18世紀後期頃と推定される(別途、歴史的建造物の選定候補として諮問する。)

神社境内の北東側には鉤形に折れ曲がる土塁が残存している。正確な城史は明らかではないが、宗賢神社周辺は明石氏によって構築された下津橋構居(城)跡と伝わっている

(註 4)。残存する土塁の規模は長さ 45m、幅 8m、高さ 4.5mである。土塁に沿った外側に堀が巡っていたと考えられ、地割から、かつては堀に囲まれた区画があったことがわかる(註 5)。

なお、周辺は宅地化が進み、出合遺跡として発掘調査も行われている。神社敷地の南側にあたる、現在のグラウンド南側では二重の堀が確認されている。その堀の廃絶時期は出土遺物から 16 世紀と考えられる(註 6)。江戸時代の地誌類でも明石氏は天文年中(1532-1555)に下津橋城から枝吉城に移ったと伝わることから(註 7)、本殿の建築年代も合わせ考えると、城としての機能を失って間もなく本殿は建てられたと考えられる。ただし、宗賢神社と明石氏の関係を示す史料は残っていない。

境内南東側は現在、出合市民公園として開放されており、神社と合わせ地域によって管理されている。昭和 50 年頃までは土塁が現在より南へ延びる部分も残存していたことから、現在土塁は削平されたものの、地下にはその痕跡が残っている可能性がある。また、この公園は地域の行事等行う場にもなっている。

宗賢神社の西側には西光寺が隣接して存在する。寺の開基は寛文元年(1661)とされるが(寺伝による)、当初の本堂の創建時期は不詳である。現在の本堂は昭和 62 年(1987)に上棟されたものである。境内は平坦に整地されており改変が著しい。地藏堂は天明年中(1781-1789)に敷地内へ移されたという記録もある(註 7)。

その他、宗賢神社境内には拝殿(昭和期に建立力)、手水舎(手水石には延享 5 年(1748)銘があるものの、覆い屋は明治期以降の建立力)、若宮社(震災後に改築)、稲荷社(戦後力、昭和12年のコンクリート造の鳥居あり)が存在する。

以上、宗賢神社境内地内に存在する地域の歴史上意義を有する建造物や地域の歴史を具現する遺跡等の文化財を取り巻く文化環境を保存することが必要であるため、文化環境保存区域として指定することを諮問する。

註 1 『明石記』享保 6 年(1721)頃に長野恒臣(明石城下の住人)によって書かれたもの。(大井家本(東京大学史料編纂所データ公開)を参考とした。)町や村々の石高、人数、家数をはじめ、寺院・神社の由緒、高札場や一里塚の位置、名所・旧跡、橋の数にいたるまで詳細に記されたもの。以下、抜粋

「下津橋村(中略) 若王子権現 産神也 本社 八尺四面 柿葺 舞殿 一間二一間 半瓦葺 拝殿 二間二三間 瓦葺 境内 縦東西十八間南北三十六間 馬場 南北六十二間東西三間(後略)」

註 2 地元住民によると門の南に延びる参道東側にあたる南北 120mの敷地が馬場にあたるとのこと。

註 3 神戸市『神戸の茅葺民家・寺社・民家集落』平成 5 年

兵庫県教育委員会『平成 5～7 年度指定 兵庫県文化財調査報告書』平成 8 年

註 4 『播磨鑑』江戸時代の地誌 版本ではなく自筆手稿本 平野庸脩が収集した二次史料
以下、抜粋

「下津橋構居 林崎庄在下津橋村 領主ハ明石何某居ス」

註 5 昭和 21 年(1946)の航空写真

兵庫県教育委員会『兵庫県の中世城館・荘園遺跡－兵庫県中世城館・荘園遺跡緊急調査報告－』昭和 57 年

註 6 神戸市教育委員会文化財課『平成 19 年度 神戸市埋蔵文化財年報』平成 22 年

註 7 『明石記』以下、抜粋

「吉田村 旧名枝吉村(中略) 古城跡 天文年中明石修理亮居城或四(曰カ)明石左近居城」

『采邑私記』(西川哲矢・中村健史『采邑私記 翻刻と訓読』 2022

「下津橋村(中略)城址在焉昔時明石某移址城干枝吉村云」

註 8 兵庫県『明石郡寺院明細帳』明治 12 年

和暦	西暦	出来事	根拠
		「下津橋村(中略)城址在焉昔時明石某移址城干枝吉村云」	『采邑私記』元禄末年の地誌
		「下津橋構居 林崎庄在下津橋村 領主ハ明石何某居ス」	『播磨鑑』江戸時代中期の地誌
天文年中	1532-1555	「吉田村 旧名枝吉村 (中略) 古城跡 天文年中明石修理亮居城或四(曰カ)明石左近居城」	『明石記』享保 6 年(1721)頃
	16 世紀	発掘調査:神社の南側に二重の堀跡を確認。廃絶時期は 16 世紀	神戸市教育委員会文化財課『平成 19 年度 神戸市埋蔵文化財年報』平成 22 年
	16 世紀後期	宗賢神社本殿の建築年代	兵庫県教育委員会『平成 5～7 年度指定 兵庫県文化財調査報告書』平成 8 年
		「下津橋村 (中略) 若王子権現 産神也 本社 八尺四面 柿葺 舞殿 一間二一間 半瓦葺 拝殿 二間二三間 瓦葺 境内 竪東西十八間南北三十六間 馬場 南北六十二間東西三間 (後略)」	『明石記』享保 6 年(1721)頃
延享 5	1748	手水舎 手水石銘「延享五年」	
寛政3	1791	門際参道脇の石柱「寛政三年」「吉屋 弥兵衛」	
	18 世紀後期	門の建築年代	兵庫県教育委員会『平成 5～7 年度指定 兵庫県文化財調査報告書』平成 8 年
天保 11	1840	宗賢神社本殿修理の棟札	
明治 7	1874	「創立年代不詳明治七年二月村社に列せらる [明石記] 若王子権現 古城跡也」	『兵庫県神社誌』中巻 昭和 13 年初版昭和 59 年復刻版
明治 16	1883	宗賢神社本殿修理の棟札	

昭和 12	1937	稲荷社コンクリート造の鳥居	
昭和 21	1946	かつての土塁	航空写真

関連年表



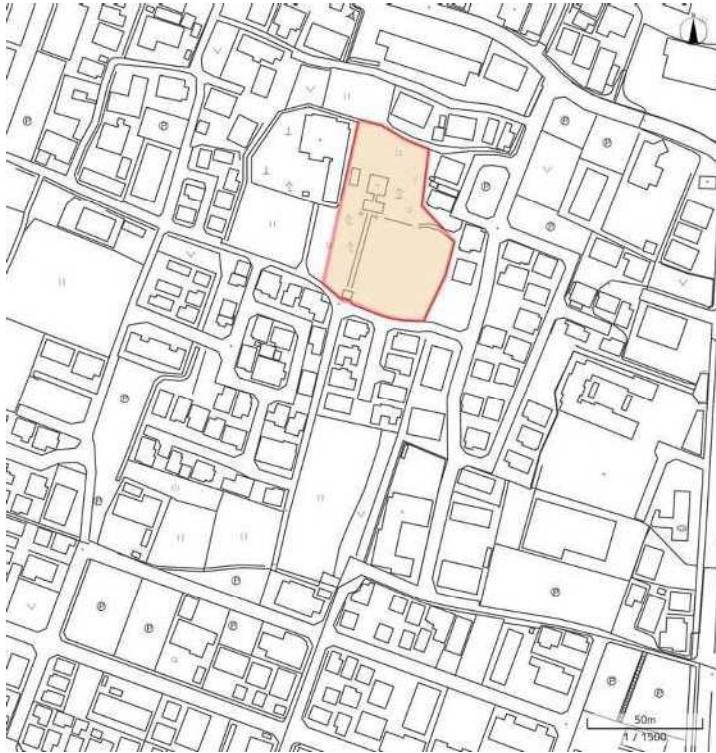
現況航空写真(2023)



昭和 21 年(1946)航空写真



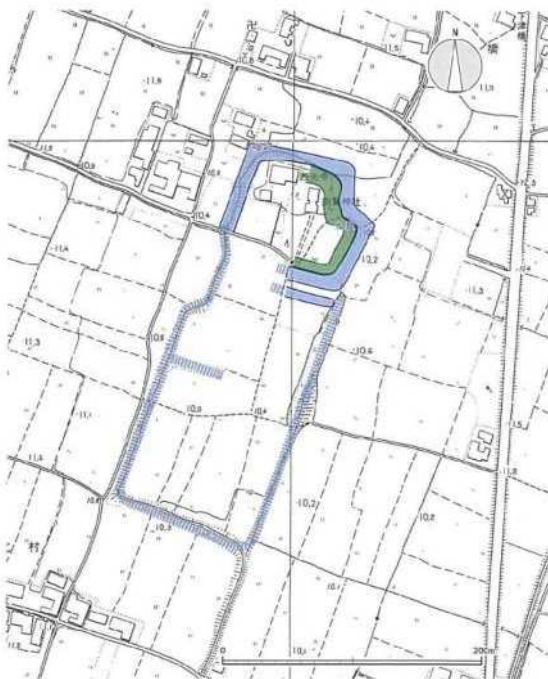
配置図



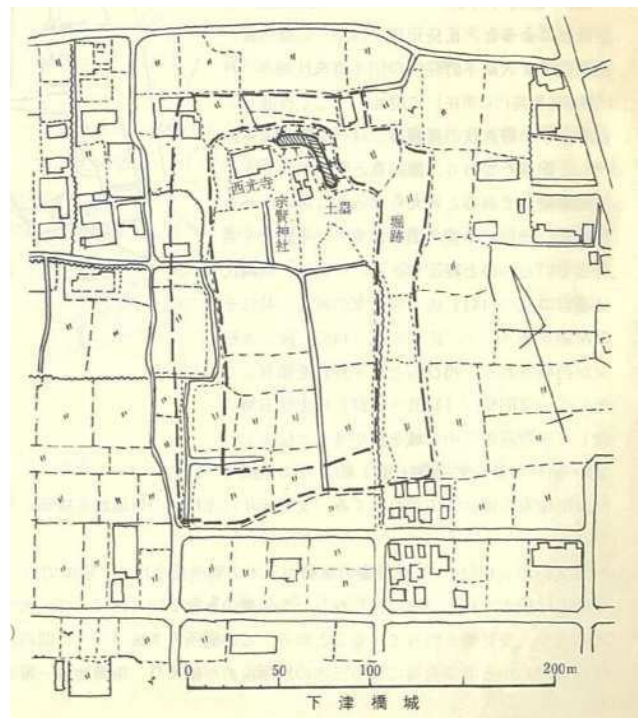
指定範囲



赤色立体図



『明石の中世Ⅱ-戦国時代の城館-』



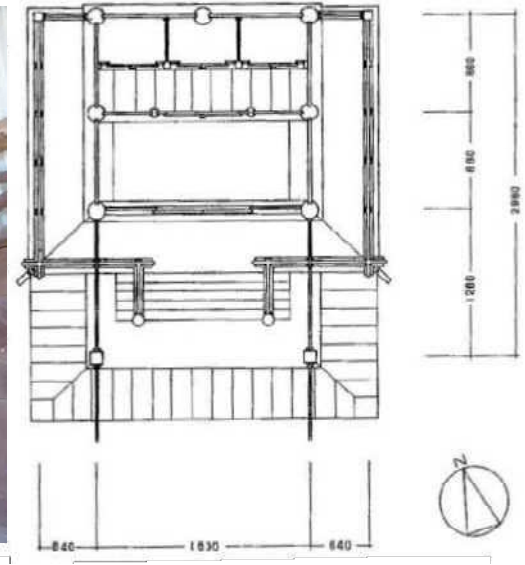
『兵庫県の中世城館』



南東から(拝殿の奥に土塁が確認できる)



覆い屋に覆われた本殿



本殿(兵庫県指定重要有形文化財)



土塁

門(宗賢神社及びその周辺) 1 棟

所在地 西区玉津町出合字辰間ヶ坪 257
所有者 宗教法人 宗賢神社
管理者 出合宗賢神社保存会

宗賢神社 門 1棟

18 世紀後期 切妻造 本瓦葺 桁行 1.85m、梁間 2.27m

宗賢神社は明石川の河口から北へ約 3.7 kmさかのぼった、明石川右岸の標高約 12m に位置する。神社の創立年代は不詳だが、享保6年(1721)頃にかかれた『明石記』(上「金波斜陽」)には、「若王子権現」とされ、「本社、舞殿、拝殿、馬場」が存在する記載がある(註 1)。このうち本殿は覆屋に覆われて現存するが、これに記されている舞殿・拝殿・馬場は現存していない(註 2)。

門は拝殿から参道を南に下った正面に位置する四脚門で、様式と風蝕具合から18世紀後期頃と推定される(註 3)。現状、柱は震災後、劣化防止のためにコンクリートで覆われている。屋根は本瓦葺きの切妻造。木鼻、虹梁、^{こうりょう} ^{かえるまた} ^{げぎょ} 懸魚に絵様がある。^{かぶき} 冠木に扉を受けるための軸孔の痕跡が残っている。

門際の参道脇に一部埋没している石柱には「寛政三年」「吉屋 弥兵衛」と刻まれていることから、門の建築年代を示す一つの指標になる可能性がある。

以上、文化環境保存区域「宗賢神社及びその周辺」の指定と合わせて域内に存する有形文化財である宗賢神社の門は文化環境の保存上特に重要なものであると考えられる。このため、歴史的建造物として選定することを諮問する。

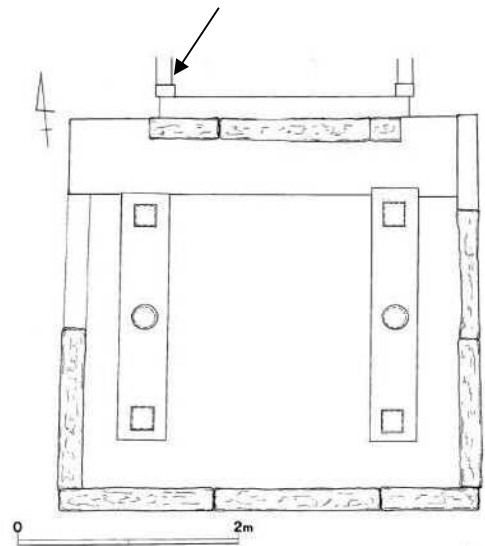
註 1 『明石記』享保 6 年(1721)頃に長野恒臣(明石城下の住人)によって書かれたもの。(大井家本(東京大学史料編纂所データ公開)を参考とした。)町や村々の石高、人数、家数をはじめ、寺院・神社の由緒、高札場や一里塚の位置、名所・旧跡、橋の数にいたるまで詳細に記されたもの。

以下、抜粋「下津橋村(中略) 若王子権現 産神也 本社 八尺四面 柿葺 舞殿 一間 二一間 半瓦葺 拝殿 二間二三間 瓦葺 境内 竪東西十八間南北三十六間 馬場 南北六十二間東西三間(後略)」

註 2 現在の拝殿は昭和期頃の建築。地元住民によると門の南に延びる参道東側にあたる南北 120 mの敷地が馬場にあたるとのこと。

註 3 神戸市『神戸の茅葺民家・寺社・民家集落』平成 5 年

兵庫県教育委員会『平成 5～7 年度指定 兵庫県文化財調査報告書』平成 8 年



門



石柱

(3)神戸市文化財保存活用地域計画について

1. 神戸市文化財保存活用地域計画(第1期)5年目の見直し

第1期10年計画(令和4年から13年)の見直しとして「措置」を追加

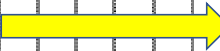
番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市 民 地 区 団 体	所 有 者	企 業	教 育	大 学	行 政		R4	R5	R6	R7	R8	R9 ～ 13	
地域に限定した文化財の保存・活用のための措置																	
(1) 市街地に存在する文化財の保護																	
100		【新規】海軍操練所跡の保存・活用	ウォーターフロント再開発事業に伴い発掘調査を実施した海軍操練所跡の現地公開のための整備を実施する。			○			◎ 港湾・文	市							
(3) 北部・西部地域に所在する文化財の観光への活用																	
101		【新規】山城プロジェクト	ARアプリによってかつての姿を復元するとともに、樹木の伐採など現地整備も行い、山城の保存・活用を図る。	○	○				◎ 文・建	市							

2. 神戸市文化財保存活用地域計画第2期(計画期間:令和14年から23年)に向けて

○第1期計画「措置」の検討項目である2件の次期計画への反映

措置 No.67 文化財保存活用支援団体の指定への検討

措置 No.76 関連文化財群及び文化財保存活用区域の検討

番号	重点 事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地 域・団 体	所有 者	企 業	教 育	大 学	行 政		R4	R5	R6	R7	R8	R9 ～ 13	
「文化財をいかす」ための措置																	
（１）文化財を活用する人材育成・確保への支援																	
67		【新規】文化財保存活用支援団体の指定への検討	今後、文化財の継承や活用などを有効に行うため、法定の文化財保存活用支援団体の指定及び保存・活用に関する事業内容の検討を行う。	○	○	○				◎文	市						
「文化財をつたえる」ための措置																	
（２）価値づけと関係各所と連携による歴史文化の普及																	
76		【新規】関連文化財群及び文化財保存活用区域の検討	地域ごとの歴史文化の特徴を把握したうえで、関連文化財群及び文化財保存活用区域について協議し、それを基に関連する個々の文化財の保存活用計画についても検討を行う。	○	○					◎協・文	市						

○「関連文化財群」設定の検討

「神戸開港と神戸の近代化に関する関連文化財群」の設定案